

競争参加者の資格に関する公示（地域維持型建設共同企業体）

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官」という。）が、入札公告を行う建設工事（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3各号に掲げる工事をいう。以下同じ。）に係る地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）としての競争参加者の資格（以下「地域JVとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、この公示は、契約担当官が、調達案件毎の入札公告（以下「入札公告」という。）において、単体企業に加え、地域JVにも競争参加を認める旨が示された場合に適用する。

令和7年3月31日

近畿地方整備局長 長谷川 朋弘

1 工事の概要等

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 工 事 名 | 入札公告による |
| (2) 工事場所 | 入札公告による |
| (3) 工事概要 | 入札公告による |
| (4) 工 期 | 入札公告による |

2 申請の時期

入札公告の日から競争参加資格確認申請書の提出期限の日（以下「提出期限日」という。）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、提出期限日の翌日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

受付時間は、受付期間中の各日とも、9時15分から16時30分までとする。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）（様式1）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省近畿地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：<https://www.kkr.mlit.go.jp>

「発注・入札情報」－「入札参加者の皆さまへ」の「共同企業体、設計共同体の申請様式」－「【2】地域維持型建設共同企業体（地域JV）」の順で検索のこと。

(2) 申請書の提出方法

- ① 申請者は、申請書に「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）（別添1）」又は「地域維持型建設共同企業体協定書（乙）（別添2）」（下記4（5）の条件を満たすものに限る。以下、同じ。）の写し及び、下記4（2）②の条件を満たすことを確認できる資料の写しを添付し、原則として電子メール（添付書類は約10MBまで。）により提出すること。電子メール送信後、必ず

送信した旨を電話にて下記に連絡すること。電話連絡がない場合は、申請を受理しない。

なお、電子入札システムによる申請は認めない。

(電子メール送信先) kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp

(電子メール件名) 地域 J V 申請書 (〇〇工事)

(電子メール送信後 連絡先) 近畿地方整備局 総務部契約課 調査係

電話 06-6942-1141 (代表)

- ② 下記 4 (2) ①、③及び④の条件を満たすことを確認できる資料については、入札公告と同一であるので提出する必要はない。

なお、地域 J V として資格があると認定されている場合であっても、下記 4 (2)

- ①、③又は④に係る入札公告の条件を満たさないことにより、競争参加資格がないと認められた場合は、下記 4 (2) ①、③又は④の条件を満たさないものとし、地域 J V としての資格がないと認定する。

- (3) 申請書の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 地域 J V としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない地域 J V については、地域 J V としての資格がないと認定する。それ以外の地域 J V については、入札公告の年度に対応する国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について定める「競争参加者の資格に関する公示」6（建設工事）の（1）に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び（2）に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認したうえで地域 J V としての資格があると認定する。

- (1) 地域 J V の構成

地域 J V の構成は、次の条件を満たす者 2 社から 5 社までとし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の土木工事業の許可を要する工事の場合は土木工事業の有資格者を少なくとも 1 社含む組合せとし、土木工事業の許可を要しない工事の場合は、土木工事業の有資格者を含まなくても良い。なお、個人、経常建設共同企業体（「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和 63 年 6 月 1 日付け、建設省厚発第 176 号）第 2 に定める経常建設共同企業体をいう。以下同じ。）及び復旧・復興工事建設共同企業体の構成員である一の企業や、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 6 号に規定する企業組合又は同項第 7 号に規定する協業組合については構成員として認めるが、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に定める事業協同組合をいう。）については、各経済産業局長等が官公需適格組合として証明した者のみ構成員として認める。

また、甲型の地域 J V（地域維持型建設共同企業体協定書（甲）を使用する地域 J V をいう。以下同じ。）及び乙型の地域 J V（地域維持型建設共同企業体協定書（乙）を使用する地域 J V をいう。以下同じ。）を混在させた組合せは認めない。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ② 近畿地方整備局における当該工事の年度に対応する維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- ④ 提出期限日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- ⑤ 一の企業が近畿地方整備局管内において結成し、資格があると認定を受けることができる地域 J V は、1 の組合せによるものとする。ただし、共同企業体が結成する工事種別を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合には、3 の組合せまでとすることができるものとする。

なお、地域 J V の構成員が、競争参加資格審査申請時に異なる組合せの地域 J V の構成員として契約締結中の工事がある場合にあっては、当該工事と資格認定の対象である工事の工期に重複がないことが明らかとなるときで、部局長等が必要と認める場合には、部局長等は、申請を受けた地域 J V を認定しても差し支えないものとする。

- ⑥ 次のアからカに掲げる者を構成員に含む地域 J V でないこと

ア 予決令第 70 条に該当する者

イ 予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

オ 建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けていない者

カ 経常建設共同企業体で、その構成員にアからオまで（道路清掃作業参加者等については、アからエまで）に該当する者を含む者

（2）構成員の技術的要件等

地域 J V の構成員は、当該工事の次の条件を満たすものとする。

- ① 当該工事の入札公告に示された要件を満たす者であること。
- ② すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が 3 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 3 年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- ③ すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置（請負代金額が 4,500 万円以上の場合には専任で配置）することができること。ただし、次に掲げる構成員が当該許可業種に係る監理技術者（監理技術者の配置を要しない場合は主任技術者）を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。なお、分担施工を行う

場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置すること。

一 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、近畿地方整備局における当該工事の年度に対応する一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

二 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、発注工事に対応した近畿地方整備局における当該工事の年度に対応する一般競争(指名競争)参加資格の工事種別（以下「工事種別」という。）において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうちいずれかの者

- ④ すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可を受けている本店、支店又は営業所の所在地が入札公告に示す要件を満たしていること。

(3) 出資比率要件

甲型の地域 J V の場合は、すべての構成員が、均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

また、乙型の地域 J V について分担工事額がない者を構成員とすることは認めない。

(4) 代表者要件

地域 J V の代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定された者とする。なお、発注工事に対応する工事種別の等級が異なる者による組合せの場合には、代表者は、土木工事業の許可を有し、かつ当該工事種別の上位等級の者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）の中から決定された者とする。ただし、土木工事業の許可では受注できない工事については、土木工事業の許可を有する者とする要件は、適用しない。

(5) 地域 J V の協定

地域 J V の協定書は、「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）（別添 1）」、又は「地域維持型建設共同企業体協定書（乙）（別添 2）」とする。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域 J V の取扱い

上記 4（1）②の認定（上記 4（1）②の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む地域 J V も、上記 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、地域 J V としての資格が認定されるためには、上記 4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該工事に係る開札の時までに、上記 4（1）②の認定を受けることが必要である。また、当該工事に係る開札の時までに地域 J V としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、上記 4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該工事に係る開札の時までに上記 4（1）②の認定を受けていないとき、または、上記 4（1）②の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記 4（1）②の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、地域 J V としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書（押印省略）」により郵送にて通知する。

7 資格の有効期間

地域 J V としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

地域 J V の名称は、「〇〇工事△△・××・□□・●●・■ ■ 地域維持型建設共同企業体^(注1)」とする。

(注1)

〇〇：入札公告による工事名

△△：代表者の名称（略称で可）

××・□□・●●・■ ■：構成員の名称（略称で可）